

1. 年金について

●国民年金について●

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

被保険者は、職業などによって右の3種類に分かれます。

なお、第3号被保険者であった方が離婚や死別した場合には、第1号被保険者となりますので、変更の手続きをしてください。

また、配偶者から暴力を受けた方は、基礎年金番号の変更や保険料の特例免除の該当になる場合があります。

第1号被保険者

自営業者、学生、無職等

【保険料】被保険者ご自身で月額16,980円(2024年(令和6年)度)を納めます。

第2号被保険者

会社員、公務員(厚生・共済年金加入者)

【保険料】給与等の額により算定され、給与控除された後、事業主が事業主負担分と併せて納めます。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

【保険料】納付はありません。配偶者の加入している厚生年金や共済年金で負担しています。

保険料の免除・猶予

○申請免除・納付猶予・学生納付特例

所得が少ない、失業等の経済的理由や、学生等で保険料を納めることが困難な場合、申請により承認されると保険料の納付が免除(全額、3/4、半額、1/4)・猶予となります。※所得等の要件があります。

○法定免除

生活保護法による生活扶助を受けている方、障害年金(基礎・厚生・共済)の1・2級を受給している方は、届出することにより保険料が免除となります。

○産前産後免除

国民年金第1号被保険者で出産される方は、届出することにより出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

○保険料免除・猶予・法定免除を受けた期間は、将来受け取る年金額が少なくなりますが、10年以内に追納(後払い)することができ、将来の年金額を増やすことができます。産前産後免除期間は、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

●遺族基礎年金●

死亡した時に次のいずれかの要件に該当する場合、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

★要件

①国民年金被保険者

(被保険者だった60~65歳未満で日本国内に住んでいた方も含む) ※納付要件あり

②保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間を合計した期間が25年以上ある方

★「子」とは、18歳になる年度の3月31日までの間にある未婚の方です(障害がある場合20歳まで)。

★年金額 年額(2024年(令和6年)4月改定)

子のある配偶者が受け取るとき

67歳以下の方 基本額 816,000円+子の加算額^(※)

68歳以上の方 基本額 813,700円+子の加算額^(※)

(※)子の加算額

第1子・第2子.....各 234,800円

第3子以降.....各 78,300円

●遺族厚生年金●

死亡した時に次のいずれかの要件に該当する場合、その方に生計を維持されていた遺族(配偶者・子等)に支給されます。

★要件

①厚生年金被保険者

②厚生年金被保険者期間中に初診日がある傷病がもとで、初診日から5年以内に死亡したとき

③1・2級の障害厚生(共済)年金受給者

④保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間を合計した期間が25年以上ある方

★年金額

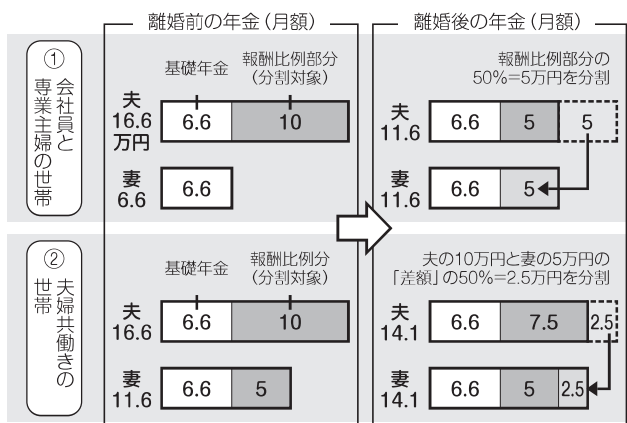
被保険者期間などにより計算方法等が異なります。遺族基礎年金の受給権がある場合は、遺族基礎年金に上乗せして受け取ることになります。

●分割年金制度●

[離婚時の厚生年金の分割制度について(平成19年4月施行)]

- 離婚時の厚生年金の分割制度により、婚姻期間中(※)の厚生年金の保険料納付記録(夫婦の合計)を、離婚した場合に当事者間で分割することが認められます。(※)事実上の婚姻関係にある方も対象になりますが、その場合、分割の対象になるのは、当事者の一方が被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者と認定されていた期間(第3号被保険者期間)に限られます。
- 分割ができるのは、施行日以降に成立した離婚ですが、施行日前の婚姻期間に係る厚生年金の保険料納付記録も分割の対象とすることができます。
- 離婚当事者は協議により按分割合について合意した上で、釦路年金事務所に厚生年金の分割請求を行います(添付書類として合意に関する年金分割の合意書等が必要です)。
- 当事者間での合意がまとまらない場合、離婚当事者の一方の求めにより、裁判手続により按分割合を定めることができます。
- 按分割合(婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録の夫婦の合計のうち、分割を受ける側の分割後の持ち分となる割合をいいます。)の上限は50%とし、下限は分割を受ける側の分割前の持ち分にあたる割合とします。
- 離婚や事実婚解消から原則「2年以内」が分割の請求期限です。
- 平成20年4月から「第3号分割」制度が始まり、離婚した場合、夫婦の合意を必要とせずに、第3号被保険者期間における配偶者の保険料納付記録の総額の2分の1を分割できます。(平成20年4月以降の第3号被保険者期間に限られます。)

厚生年金の合意分割のイメージ



(分割対象の額は婚姻期間に応じて異なる)

☞ 手続・相談窓口 ☞

- 医療年金課 年金係 ☎31-4532
- 阿寒町行政センター市民課 ☎66-2210
- 音別町行政センター市民課 ☎01547-6-2231
- 日本年金機構釦路年金事務所 (遺族厚生・分割年金) ☎25-1521

2. 児童扶養手当について

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていないお子さんを養育している家庭の生活の安定と自立を促進し、お子さんのすこやかな成長を助けるために支給されます。

注1) 所得制限などにより手当の支給額が異なります。

注2) 平成26年12月1日施行の法改正に伴う「公的年金等との併給調整支給」に関しては担当までお問い合わせください。

【支給要件】

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が重度の障がい(国民年金の障害等級1級相当)にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- (7) 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで生まれた児童
- (9) 父母ともに不明である児童

- 児童扶養手当法第35条には罰則規定があり、「偽りそのほか不正の手段により手当をうけた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金」となっています。

【認定請求】

- ◎認定請求に必要な書類
 - 戸籍の謄本
 - 必要に応じて提出する書類（支給要件による）

【現況届の提出】

児童扶養手当を受けている人は、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するため毎年8月1日における状況を記載した「現況届」の届け出が必要です。提出がないと支給を受けることができません。

【支払時期・方法】

奇数月にそれぞれ前月分までが銀行の口座（認定請求時に指定、変更も可能）に振り込まれます。

【支給額】

児童扶養手当は、認定請求をした日の属する月の翌月から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

- 児童1人の場合
 - 全部支給…………… 45,500円（月額）
 - 一部支給…………… 10,740円～45,490円（月額）
- 児童2人以上の加算額
 - 2人目／全部支給…………… 10,750円（月額）
 - 一部支給…………… 5,380円～10,740円（月額）
 - 3人目以降／全部支給…………… 6,450円（月額）
 - 一部支給…………… 3,230円～6,440円（月額）

※11月より第3子以降の支給額が第2子と同額になる予定です。

3. 児童手当について

中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。（施設入所等の児童については、施設の設置者に支給されます。）

【支給額】

- [児童手当（所得制限限度額未満）]
 - 3才未満…………… 15,000円
 - 3才以上小学校修了前
 - （第1子・第2子）…………… 10,000円
 - （第3子以降）…………… 15,000円
 - 小学校修了後中学校修了前…………… 10,000円
- [特別給付（所得制限限度額以上所得上限限度額未満）]
 - 中学校修了前（一律）…………… 5,000円
- [支給なし（所得上限限度額以上）]

※10月より所得制限を撤廃、支給期間について高校生年代まで延長、第3子以降3万円となる予定です。

4. 特別児童扶養手当について

20歳未満で身体等に法で定める程度の障がいのある児童を養育する父または母もしくは養育者が対象になります。（児童扶養手当と重複して受給できます。）

【支給額】

- 1級（重度）…………… 月額55,350円
- 2級（中度）…………… 月額36,860円

- 所得が一定額以上あるときは、支給停止になります。
- 対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（保育園、通園施設を除く）に入所しているときは、支給の対象とはなりません。

5. 災害遺児手当について

交通、労働、海上災害で父または母もしくは養育者が死亡した（又は重度の障がいを負った）児童を養育している方が対象となります。

【支給額】

- 児童1人につき…………… 月額5,000円

☎ 2.3.4.5項目の手続・相談窓口 ☎

- こども支援課 ☎31-4540
- 阿寒町行政センター 保健福祉課 ☎66-2120
- 音別町福祉保健センター 保健福祉課 ☎01547-9-5151

